

清須市生涯学習推進計画 (中間見直し版)

誰 も が 生 涯 に わ た っ て

学 び 続 け ら れ 、

個 性 を 育 む ま ち 、 き よ す



令和3年3月

清 須 市

ごあいさつ



人々の暮らしが多様化する中、心豊かに生活を楽しむことができるよう、生涯学習が果たす役割はますます大きくなってきています。また、少子高齢化や高度情報化、地域での人間関係の希薄化など、社会課題や地域課題が山積している中、これらの課題に対応する知識や技能、教養を身に着ける学習機会の充実が必要となっています。

本市では、平成 30 年 3 月に「清須市生涯学習推進計画」を策定し、「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」という基本理念を掲げ、生涯学習の推進を図ってまいりました。

しかしながら、「清須市生涯学習推進計画」の策定以降、人生 100 年時代の到来や「Society5.0」の実現へ向けた ICT や AI などの急速な技術革新、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、新型コロナウイルス感染症の流行など、本市や生涯学習を取り巻く環境が変化し続けており、新たな時代に対応した生涯学習や社会教育の推進が求められています。

また、本市では、令和元年 12 月に「清須市第 2 次総合計画」の「後期基本計画」を策定し、令和 6 年度までのまちづくりの方針を定め、「安心」「快適」「魅力」「連携」の 4 つの基本理念をもとに、「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」という将来像を掲げています。

これらの状況を踏まえ、このたび、「清須市生涯学習推進計画」の中間見直しを行いました。「清須市生涯学習推進計画」（中間見直し版）では、変化し続けている社会情勢や本市を取り巻く状況を踏まえ、新たな時代に対応した生涯学習や社会教育の方向性や具体的な施策を定めています。「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」という基本理念の実現に向け、この計画を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の見直しにあたり、多大なご尽力を賜りました清須市生涯学習推進計画策定検討会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました方々に、心から厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

清須市長 永田 純夫

目 次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定の体制.....	3
第2章 生涯学習等を取り巻く状況.....	4
1 社会動向・国の動き.....	4
2 愛知県の動き.....	8
3 清須市の状況.....	9
4 清須市生涯学習推進計画の推進状況.....	17
第3章 基本方針.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	22
3 施策体系.....	23
第4章 基本施策.....	24
基本目標1 市民の自主的な学びを活性化するために.....	24
基本目標2 誰もが活躍できる社会を実現するために.....	43
基本目標3 生涯学習を推進するために.....	48
第5章 計画の推進体制.....	50
1 PDCAサイクルによる計画の評価・検証.....	50
2 計画の進行・管理.....	50
資料編.....	51
1 清須市生涯学習推進計画策定経過.....	51
2 清須市生涯学習推進計画策定検討会設置要綱.....	52
3 清須市生涯学習推進計画策定検討会委員名簿.....	53

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習を指します。少子高齢化やグローバル化、所得格差の拡大等、社会環境が急激に変化している中、人々が豊かな人生を送るために生涯学習はより重要なものとなっています。

国においては、平成30年度を初年度とする「第3期教育振興基本計画」が策定され、生涯学び、活躍できる環境を整備することを基本方針の一つに掲げています。

また、愛知県においても、平成30年度を初年度とする「第2期愛知県生涯学習推進計画」が策定され、基本理念として「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」が掲げられています。

令和3年度には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、大会の開催に向けて、スポーツに対する国民の興味、関心が高まっています。なお、大会の開催にあたり、訪日外国人の増加が見込まれることから、国民の国際理解や多文化共生意識の向上が求められています。

清須市では、平成30年度を初年度とする「清須市生涯学習推進計画」を策定し、市民が主体となる生涯学習活動を推進してきました。翌令和元年には「清須市第2次総合計画〔前期基本計画〕」の取り組みや成果が評価・検証され、本市を取り巻く状況や課題を踏まえ、「清須市第2次総合計画〔後期基本計画〕」が策定されました。

このたび、「清須市生涯学習推進計画」の中間年を迎えることから、国、愛知県の動向や、本市を取り巻く状況、これまで推進してきた教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動に関する施策の実施状況等を踏まえ、「清須市生涯学習推進計画」の中間見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

「清須市生涯学習推進計画」の中間見直しにおいては、国や愛知県の動向を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「清須市第2次総合計画」や教育、福祉、男女共同参画等の各種計画との整合性を図ります。

■関連計画

	計画名
国	「第3期教育振興基本計画」
愛知県	「第2期愛知県生涯学習推進計画」
清須市	「清須市第2次総合計画」 ・〔後期基本計画〕政策6 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる 「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」 「清須市男女共同参画プラン（中間見直し版）」 「清須市障害者基本計画」 「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」 「清須市教育大綱」 「清須市教育委員会基本方針」

3 計画の期間

「清須市生涯学習推進計画」の期間は、平成30年度から令和6年度までの7年間であり、中間年度となる令和2年度に中間見直しを行います。見直し後の「清須市生涯学習推進計画」の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間です。

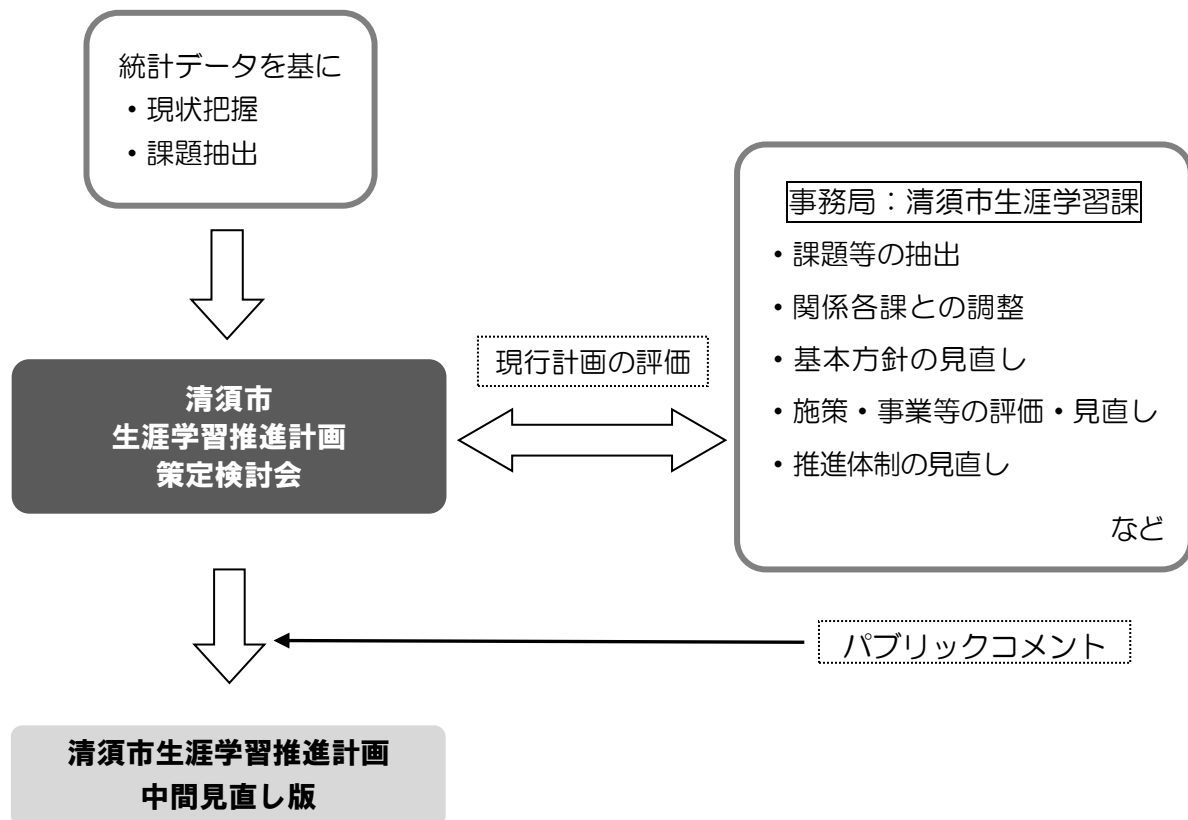
■計画の期間（年度）

H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
策定								
			中間見直し					
							改訂	

4 策定の体制

「清須市生涯学習推進計画」は、次のような体制により中間見直しを行いました。

■策定の体制



第2章 生涯学習等を取り巻く状況

1 社会動向・国の動き

(1)第3期教育振興基本計画

国においては、平成30年度に「第3期教育振興基本計画」が策定されました。本計画では、少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域の課題等の現状や課題を踏まえ、今後の教育施策に関する基本的な方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育施策推進のための基盤を整備する」の5つが挙げられます。

(2)文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画

国においては、平成29年に「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行されました。主な改正内容として、「年齢、障がいの有無、経済的な状況に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備」「我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成」「児童・生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性」「観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携」が挙げられます。また、第7条の2[※]では、地方公共団体が定める地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務となりました。

※：都道府県及び市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

(3)文化財保護法

国においては、平成31年に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。主な改正内容として、「市町村による文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の法定化」「個々の文化財の保存活用計画の法定化」「地方文化財行政の推進力強化」等が挙げられます。地域ぐるみで主体的に地域の文化財の計画的な保護や保存、継承、活用を促進することで、まちづくりや地域振興に文化財を活用する方向性が示されています。

(4)スポーツ基本法・スポーツ基本計画

国においては、平成 23 年に「スポーツ基本法」が施行されました。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにする」などの基本理念を定めており、スポーツの推進を図ることが示されています。また、第 9 条には、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めることとされており、平成 23 年度に「スポーツ基本計画」が、平成 28 年度に第 2 期計画が策定されました。

(5)人口減少時代の新しい地域づくりにむけた社会教育の振興方策

国においては、平成 30 年 12 月の中央教育審議会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」がとりまとめられました。今後の地域における社会教育のあり方として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が示されており、具体的な方策として「学びへの参加のきっかけづくりの推進」「多様な主体との連携・協働の推進」「多様な人材の幅広い活躍の推進」「社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等」の 4 点が挙げられています。

(6)第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会

国においては、平成 31 年 2 月より「第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会」において、人生 100 年時代の到来や「Society5.0」の実現へ向けた取り組みが進められる中、生涯学習や社会教育のあり方について検討が開始されました。「第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会」においては、地域における社会教育の意義・役割や学びを巡る課題と、社会教育の果たす役割について整理されるとともに、多様な主体の連携・協働と幅広い人材支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」へ向けた、基本的な教育や推進方策について検討が進められています。

(7)持続可能な開発目標(SDGs)の実現

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の目標と 169 のターゲットが設定されており、令和 12 年までの達成を目指すものです。

生涯学習の推進に関連する目標としては、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」が挙げられています。

■SDGs の 17 の目標

 1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
 2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する
 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う	 14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る	

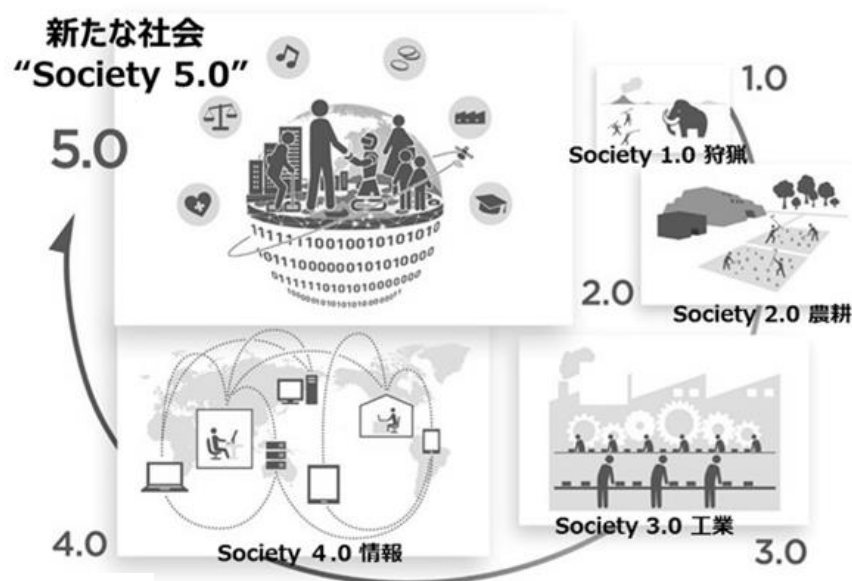
(8)「Society5.0」の実現に向けた取り組みの推進

世界的に技術革新が進み、現在は「第4次産業革命」ともいわれる変革の中にあります。将来的には、技術革新によってもたらされる新たな社会の姿として「Society5.0（超スマート社会）」が掲げられており、その実現に向けた取り組みが進められています。

生涯学習の推進にあたっては、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの急速な技術革新や情報モラルに関する学びが求められています。また、技術革新により、学びのあり方が変わることも予測されるため、新たな時代に対応した生涯学習の推進が必要です。

一方、世界的に「デジタル・ディバイド（インターネットやパソコン等の ICT を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差）」が問題となっています。全国的には低所得である人や高齢者において、経済的な面やリテラシー面での課題により、ICT を利用していない傾向がみられます。今後は、ICT の利活用が容易となる取り組みを進めるとともに、利用者の視点に立ち多様なニーズに対するきめ細やか対応を行うことで、「デジタル・ディバイド」の解消や ICT の一層の利活用につなげることが求められています。

■「Society5.0（超スマート社会）」のイメージ



資料：内閣府

(9) コロナウイルス共生時代で変わる生涯学習の学び方

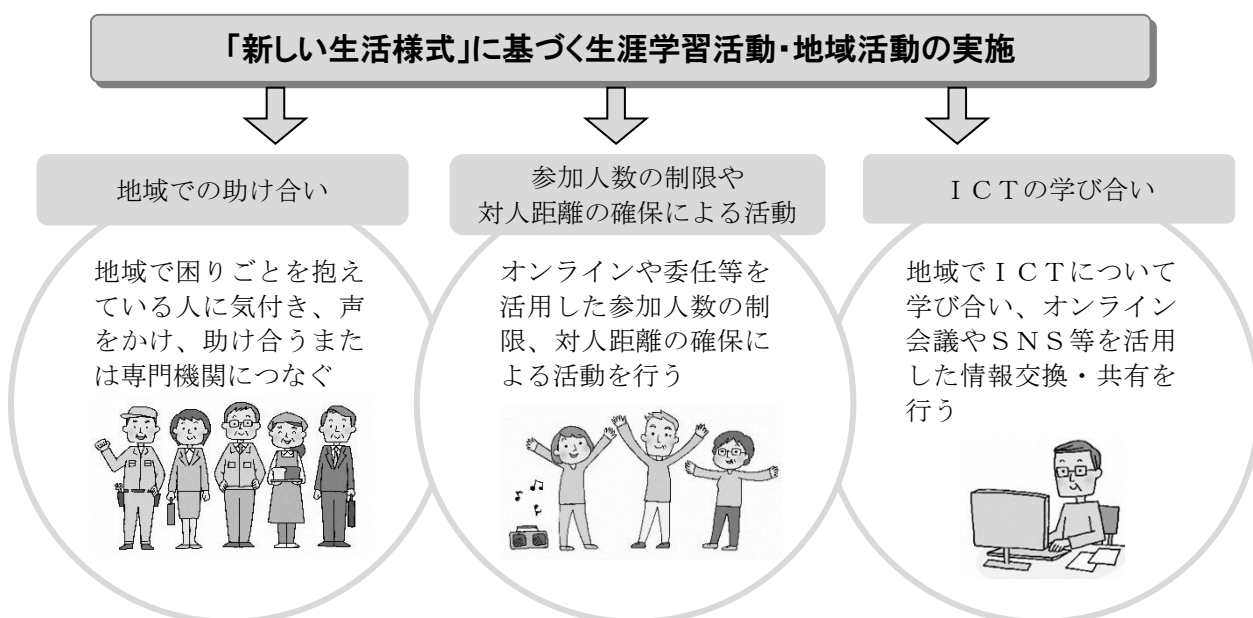
令和元年11月に、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることなど、新しい生活様式が推奨されています。

今後は、「3つの密」を避けながら生涯学習活動に取り組んだり、人と人がつながることができる環境、仕組みづくり、直接顔を合わせなくても学ぶことができるインターネット環境の整備が求められています。

■ 日常生活を営む上での基本的な生活様式



■ 「新しい生活様式」に基づく生涯学習活動・地域活動の実施イメージ



2 愛知県の動き

愛知県においては、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第2期愛知県生涯学習推進計画」が策定されました。基本理念の「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」を実現するための3つの視点として「個人の自立を促し、学びを生かす機会の充実」「地域の絆づくり・ネットワークづくりの推進」「多様な主体による連携・協働の強化」が示されています。

3 清須市の状況

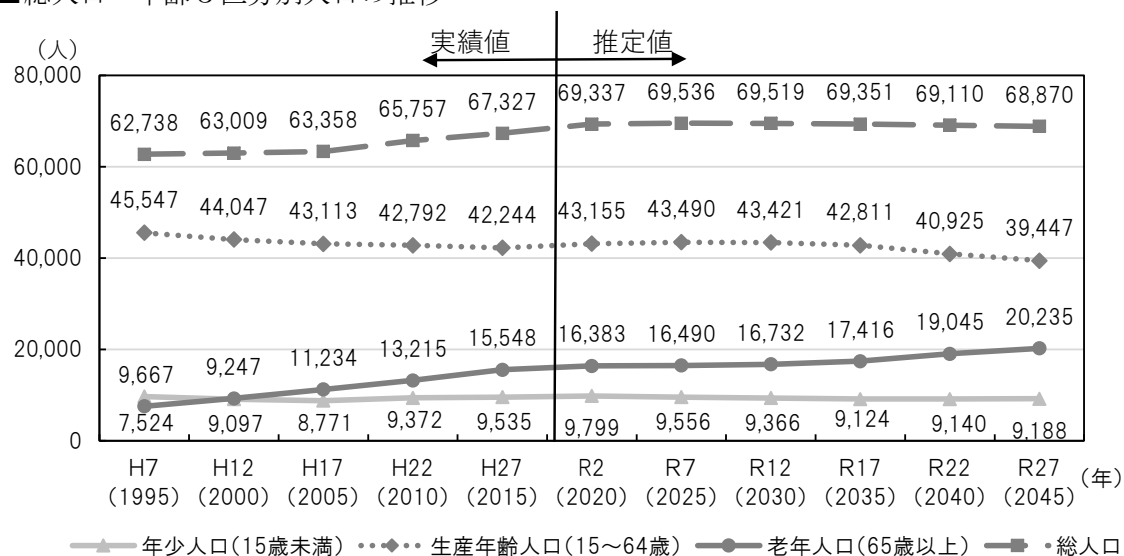
(1)人口・世帯数の状況

① 総人口の推移

総人口は平成 27 年に 67,327 人となっており、増加傾向にあります。今後の総人口は令和 7 年をピークに減少に転じ、令和 27 年には 68,870 人となることが予測されています。

年齢 3 区分別にみると、年少人口（15 歳未満）は、令和 2 年をピークに令和 17 年にかけて減少傾向になることが見込まれます。また、生産年齢人口（15～64 歳）は令和 7 年をピークに減少に転じることが予測されています。一方で、老年人口（65 歳以上）は、継続的に増加することが見込まれています。そのため、高齢化に対応した教育・生涯学習等の施策や社会参加の促進が重要となっていきます。なお、総人口の減少が見込まれることから、生涯学習の担い手の確保が求められます。

■総人口・年齢 3 区分別人口の推移

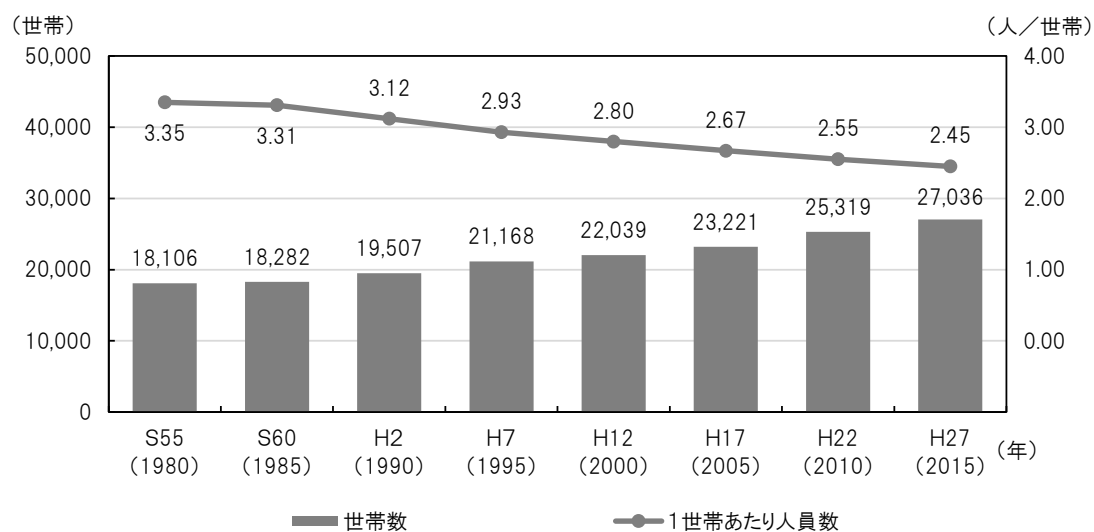


資料：（～H27）国勢調査
（R2～）清須市人口ビジョン

② 世帯数の推移

世帯数は、継続して増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、世帯の縮小化が進んでいることがわかります。そのため世代間の交流ができにくくなっていることから、生涯学習、地域教育などにおいて、多世代による交流機会をもつ視点も必要です。

■ 世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(2)生涯学習の状況

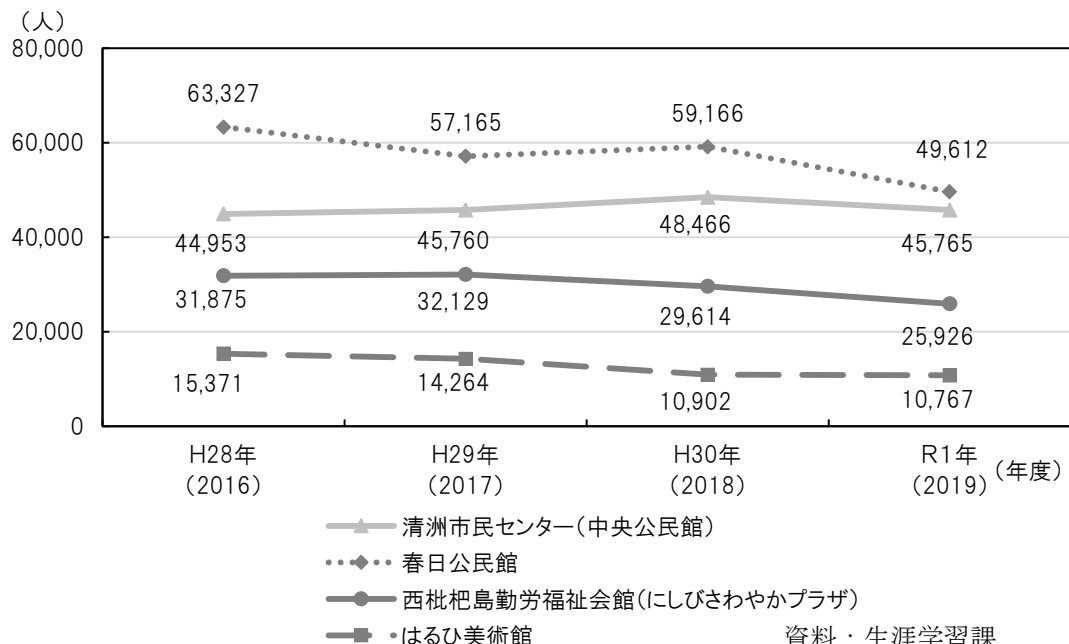
① 社会教育施設の状況

本市には、市民の生涯学習活動の拠点として清洲市民センター（中央公民館）や春日公民館、西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が気軽に読書を楽しむことができる市立図書館、芸術活動の場としてはるひ美術館があります。

春日公民館、西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）、はるひ美術館の利用者数は、平成 28 年度以降おおむね減少傾向にあります。一方、清洲市民センター（中央公民館）は平成 28 年度から平成 30 年度にかけて増加傾向にありました。いずれの施設においても、平成 30 年度から令和元年度にかけて利用者数が減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館となったことが一因であると考えられます。

全体的に社会教育施設の利用者数が減少していることから、市民の社会教育施設に対するニーズを把握し、ニーズに応じたイベント等の開催や適切な施設運営につなげる必要があります。

■清洲市民センター（中央公民館）・春日公民館・西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）・はるひ美術館利用者数の推移



※清洲市民センター（中央公民館）、春日公民館、西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年 3 月 6 日から 3 月 31 日まで臨時休館。
はるひ美術館は、施設修繕のため平成 30 年 9 月 11 日から 10 月 31 日まで臨時休館。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年 3 月 5 日から 3 月 31 日まで臨時休館。

■清須市内の生涯学習関連施設

・社会教育施設

施設名	建設年月
西枇杷島会館	1971（昭和 46）年 3 月
清洲市民センター（中央公民館）	1979（昭和 54）年 12 月
朝日公民館	1980（昭和 55）年 12 月
西枇杷島小田井公民館（にしび創造センター）	1990（平成 2）年 5 月
春日公民館	1991（平成 3）年 3 月
西枇杷島問屋記念館	1992（平成 4）年 3 月
市立図書館	1998（平成 10）年 3 月 ※
はるひ美術館	1999（平成 11）年 3 月
西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）	2004（平成 16）年 10 月
一場公民館	2021（令和 3）年 3 月

※2012（平成 24）年 7 月に春日保健センターを市立図書館として整備

・社会体育施設

施設名	建設年月
春日 B & G 体育館	1983（昭和 58）年 3 月
清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）	1995（平成 7）年 4 月
新川地域文化広場（カルチバ新川）	1996（平成 8）年 2 月
西枇杷島野球場	
西枇杷島子ども野球場	
新川軟式野球場	
西枇杷島ソフトボール場	
新川ソフトボール場	
西枇杷島テニスコート	
浄化センターコート	
新川テニスコート	
春日テニスコート	
春日 B & G テニスコート	
新清洲多目的広場	
新川多目的広場	
春日 B & G 多目的運動場	
西田中グラウンド	
新川グラウンド	
春日グラウンド	

② 図書館の状況

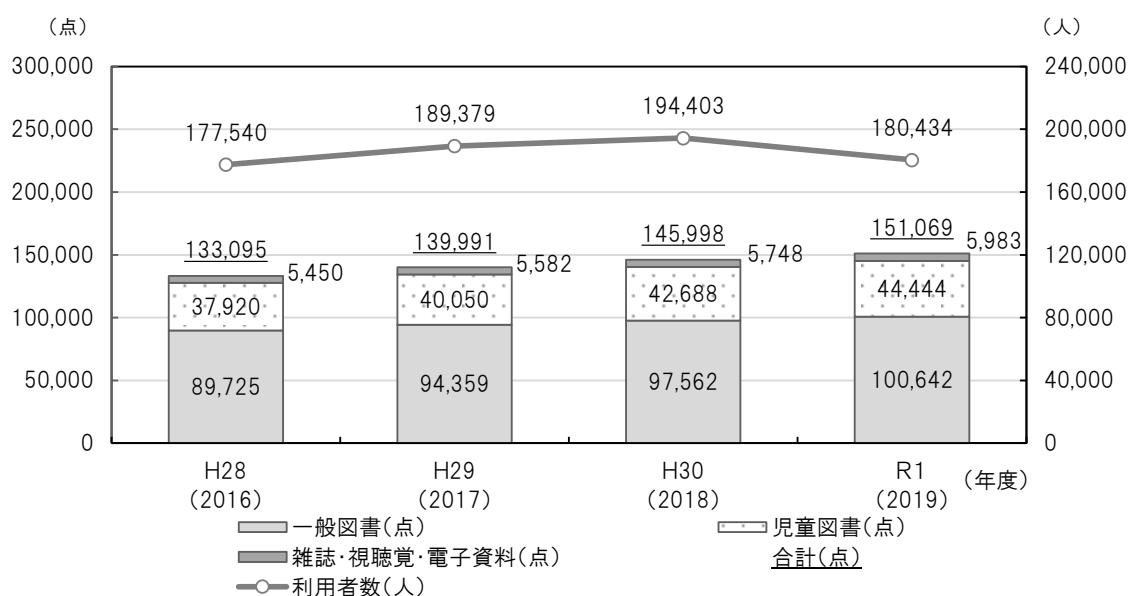
利用者数は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて増加傾向にありました。一方、平成 30 年度から令和元年度にかけて、減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館となったことが原因であると考えられます。

蔵書数は年々増加しており、特に、児童図書が大きく増加しています。

市立図書館では図書資料を幅広く選書・収集しているほか、おはなし会や本の修繕講座などの各種イベント等も開催しています。

近年、インターネット等の様々な情報メディアが発達する中、読書の重要性や意義について啓発を行うことで、あらゆる年齢層の読書活動の推進を図り、図書館の利用につなげることが重要です。

■利用者数・蔵書数の推移



資料：生涯学習課

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年 3 月 5 日から 3 月 31 日まで臨時休館。

③ 文化財・史跡の状況

本市では、東海地方屈指の弥生遺跡である朝日遺跡をはじめとする各種文化財を有しています。また、西枇杷島町山車保存会などと連携し、地域の伝統文化である山車の保存・継承に取り組んでいます。

清須市歴史資料展示室では、弥生時代から戦国時代を経て現代に至るまでの清須の歴史に関する展示を行っており、西枇杷島問屋記念館では、旧山田九左衛門家住宅を現在の場所に移築復元し、江戸時代の青物問屋の商いと当時の暮らしの様子を再現しています。

平成 30 年、新たに清洲城下町遺跡出土籬締めこけら経が市指定文化財に指定されました。現在、本市内の指定文化財は国指定 1 件、県指定 3 件、市指定 29 件、国有形登録文化財 1 件、計 34 件となっています。また、埋蔵文化財包蔵地は 13 か所となっています。

市民や子どもたちを中心に、地域の伝統文化継承の気運を高め、保存活動を活発にしていける必要があります。

■清須市内の指定文化財の状況

種別	指定	文化財名	所在地等
史跡	国指定	貝殻山貝塚	朝日地内
史跡	県指定	検見塚	朝日地内
彫刻	県指定	木造観音菩薩立像	大嶋一丁目（総見院）
工芸	県指定	唐絹織紫衣	大嶋一丁目（総見院）
有形文化財	国登録	柴田家住宅主屋	西枇杷島町辰新田
有形民俗文化財	市指定	橋詰町 王義之車	西枇杷島町橋詰堤外（橋詰町集会所）
有形民俗文化財	市指定	問屋町 頼朝車	西枇杷島町問屋（問屋町集会所）
有形民俗文化財	市指定	東六軒町 泰亨車	西枇杷島町南六軒（東六軒町公民館）
有形民俗文化財	市指定	西六軒町 紅塵車	西枇杷島町西六軒（西六軒町公民館）
有形民俗文化財	市指定	杣西町 頼光車	西枇杷島町北二ツ杣
有形民俗文化財	市指定	試楽車（山車）	朝日天王（朝日天王社）
有形文化財	市指定	宝暦六年 問屋制札	西枇杷島町西六軒（問屋記念館内展示）
有形文化財	市指定	文政十年 美濃路道標	西枇杷島町橋詰
有形文化財	市指定	二松学校校名額	清須市教育委員会
有形文化財	市指定	水野千右衛門の陳情書	寺野元町
天然記念物	市指定	西枇杷島小学校校庭のクロガネモチ	西枇杷島町住吉（西枇杷島小学校校庭）
有形文化財	市指定	小場塚弁財天縁起版木	西枇杷島町宮前町（小場塚公民館）
有形文化財	市指定	三尊釈迦如来像	西枇杷島町小田井三丁目（西方寺）
有形文化財	市指定	光明本尊像	西枇杷島町小田井三丁目（西方寺）
有形文化財	市指定	髪繡阿弥陀如来像	西枇杷島町小田井一丁目（宝國寺）

種別	指定	文化財名	所在地等
有形文化財	市指定	枇杷島小橋橋柱	西枇杷島町住吉（西枇杷島小学校）
有形文化財	市指定	問屋記念館 （旧山田九左衛門家住宅）	西枇杷島町西六軒（問屋記念館）
有形文化財	市指定	問屋町 年中行事式冊目	西枇杷島町問屋
有形文化財	市指定	尾張藩 拝領太鼓	西枇杷島町問屋
有形文化財	市指定	小川伝七家文書	清須市教育委員会
有形文化財	市指定	枇杷島市場開設命令書	清須市教育委員会（教育委員会寄託）
有形文化財	市指定	枇杷島市場規定	西枇杷島町西六軒（問屋記念館内展示）
有形文化財	市指定	渡辺家文書	清須市教育委員会
有形文化財	市指定	近藤家文書	清須市教育委員会
有形文化財	市指定	五条川右岸収穫図	春日夢の森（はるひ美術館寄託）
有形文化財	市指定	夏溪水禽図	春日夢の森（はるひ美術館寄託）
有形文化財	市指定	朴樹小禽図	春日夢の森（はるひ美術館寄託）
有形文化財	市指定	僧形合掌像（円空仏）	春日天神（栄寿院）
有形文化財	市指定	清洲城下町遺跡出土 箍締めこけら経	清須市教育委員会
合計		文化財件数：34 件	

■清須市内の埋蔵文化財の状況

文化財名	所在地等	出土遺物
朝日遺跡	朝日地内他	弥生土器、石器、木製品、銅鐸他
清洲城下町遺跡	清洲、朝日地内他	山茶碗、中世陶磁器、瓦他
廻間遺跡	廻間地内他	土師器他
松ノ木遺跡	西市場地内	弥生土器
土田遺跡	廻間、土田地内他	弥生土器、山茶碗他
西田中遺跡	西田中地内	弥生土器
外町遺跡	須ヶ口地内他	山茶碗、瓦、近世陶磁器
小田井城跡	西枇杷島町古城地内他	
白弓遺跡	春日白弓	弥生土器他
下之郷貝塚	春日白弓	弥生土器
清須代官所跡	春日四番割	
中之郷北遺跡	春日宮重	土師器、須恵器、鉄製品、山茶碗他
地藏越遺跡	大嶋一丁目	土師器、須恵器、灰釉陶器他
合計	埋蔵文化財包蔵地：13 か所	

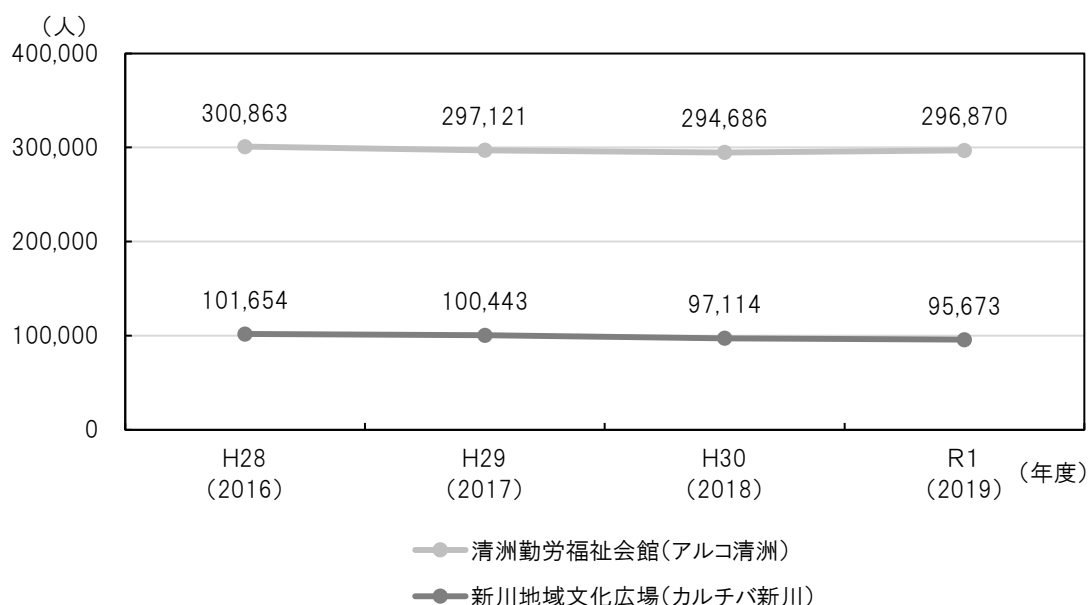
④ スポーツの状況

本市には、公民館や体育館、野球場、ソフトボール場、テニスコート、スポーツ広場などのスポーツ施設があり、市民のスポーツ活動の拠点となっています。大型複合スポーツ施設である清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）では、スポーツクラブが設けられており、市民の健康増進及びスポーツの推進を行っています。

清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）の利用者数は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加に転じています。一方、新川地域文化広場（カルチバ新川）の利用者数は平成 28 年度以降減少傾向にあります。平成 30 年度から令和元年度にかけても減少となっていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館となったことが一因であると考えられます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定され、国民のスポーツに対する関心が高まっている中、本市においても、市民にスポーツ活動の重要性を周知し、より身近に運動を行える環境整備を推進していく必要があります。

■清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）・新川地域文化広場（カルチバ新川）利用者数の推移



資料：スポーツ課

※清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年 2 月 28 日から 3 月 31 日まで臨時休館。

4 清須市生涯学習推進計画の推進状況

本市では、平成 30 年 3 月に初めて「清須市生涯学習推進計画」を策定し、「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」という基本理念を掲げ、3 つの基本目標に基づき施策を展開してきました。

「清須市生涯学習推進計画」の中間見直しにあたり、計画策定後からこれまで進めてきた施策・事業の推進状況を整理します。

(1) 自主的な学びを活性化するために

■「清須市生涯学習推進計画」の推進状況

施策	取組内容・課題等
1. 生涯学習活動を活性化するために	市民の生涯学習活動推進のため、生涯学習講座や子ども向けのサタデーキッズクラブ等の効率的な事業運営を行ってきました。生涯学習講座の終了後にアンケート調査を実施し、講座に対する評価や市民ニーズの把握に努めています。アンケート調査結果によると、近年は、趣味や教養、社会問題、家庭など、市民の関心が多様化し、市民ニーズも多岐に渡っていることがうかがえます。 今後は、市民のニーズを踏まえた生涯学習講座の設定や内容のより一層の充実が必要です。また、「生涯学習人材バンク」への登録や活用など、生涯学習を担う地域人材の確保や育成、活用を図ることで、市民の関心やニーズにあわせた生涯学習活動の推進を行うことが求められます。 市立図書館においては、幅広い世代の市民が気軽に読書を楽しむことができる、利用しやすい図書館になるよう、官民学コラボによるイベントや見やすくわかりやすいホームページへのリニューアル、蔵書の充実を進めてきました。 今後は、幅広い世代の市民が市立図書館を拠点としてコミュニケーションを深める場となるよう、多くの市民に利用してもらうためのあらゆる取り組みを進める必要があります。また、市立図書館、はるひ美術館、はるひ夢の森公園の3つの施設から構成される夢広場はるひにおいて、各施設が連携し、効率的かつ効果的な事業・施設運営を行うことが重要です。

施策	取組内容・課題等
2. 文化芸術活動を活性化するために	芸術劇場や芸能発表会、文化展、納涼盆踊りなど、市民が優れた文化芸術にふれたり、文化芸術活動を発表する機会を設けてきました。一方で、各種文化団体の会員の高齢化が進行しており、今後は文化活動の担い手の不足や団体活動の縮小が懸念されています。 今後は、主に若い世代や子どもに対し、優れた文化芸術に触れる機会を積極的に提供することで、文化芸術活動の担い手を確保、育成することが求められています。 はるひ美術館においては、特色のある企画展や特別展の開催など、市の芸術活動の拠点となっています。開館当初から開催している全国公募の「はるひ絵画トリエンナーレ」は、市民の芸術に対する関心を高め、才能ある新進作家の発掘、育成を目的として定期的に開催されており、全国的にも広く知られた公募展となっています。 今後は地域に根ざした芸術活動の拠点として、魅力ある美術館づくりを進め、芸術の魅力の積極的な発信、特色のある展覧会を実施することで、文化芸術活動の振興を図る必要があります。
3. 文化を継承するために	本市の財産となっている様々な文化財を保護し、後世に継承するため、市指定文化財への指定や、市立図書館内の歴史資料展示室における多様な企画展示などを行いました。また、県文化財保護室や県埋蔵文化財センターなどの関係機関と連携し、文化財に関する講座や講演会を開催し、市民が文化財や地域の歴史・文化に触れる機会を設けました。一方、高齢化の進行などにより、山車をはじめとする文化財を後世に継承する担い手が不足しています。 今後は、市民のニーズを踏まえた文化財に関する企画展示や講座、講演会の内容のより一層の充実が必要です。また、文化財や尾張西枇杷島まつりに関連する歴史、意義などについて学ぶ機会の充実を図ることで、担い手となり得る人材の確保、育成に努めることが重要です。 県では、平成28年3月に「愛知県清洲貝殻山貝塚資料館拡充整備基本構想」を策定し、令和2年11月に「あいち朝日遺跡ミュージアム」が開館しました。「あいち朝日遺跡ミュージアム」の開館を受け、県と連携し施設や朝日遺跡に関する周知・啓発を行うことで、「あいち朝日遺跡ミュージアム」の来館や、市民の歴史・文化について学ぶきっかけとすることが重要です。

施策	取組内容・課題等
4. スポーツ活動を活性化するために	年2回の清須ウオークや地区体育祭、きよすスポーツクラブによるスポーツ大会などを開催してきました。令和3年に開催予定である東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、今後もスポーツへの関心が高まることが予想されます。 一方、スポーツ・レクリエーション施設の利用者は年々減少傾向にあります。アンケート調査結果によると、週に1回以上スポーツを行う市民の割合は約5人に1人となっています。 今後は、運動やスポーツに取り組むことの重要性について啓発を行うとともに、市内及び近隣市のトップアスリートと協力した各種スポーツ教室の開催、スポーツや運動を行う施設の適切な管理・運営を行う必要があります。
5. 国際交流活動を活性化するために	生涯学習講座やサタデーキッズクラブ等での国際理解を深めるための講座の実施、国際交流員を学校、保育園等に派遣し、国際理解授業や文化の紹介をしてきました。 国際化が進行する中、国際理解の一層の促進が求められています。誰もが多様な言葉や文化に対して関心をもち、理解を深めることで、国際交流や外国人市民が暮らしやすいと感じる多文化共生の環境づくりにつなげる必要があります。 一方、市民満足度調査の結果によると、国際交流に関する講座・イベント等を知っている市民の割合が減少していることから、教育機関や生涯学習講座等において、外国の言語や文化等を学ぶ機会の周知や内容のより一層の充実を図る必要があります。

(2)誰もが活躍できる社会を実現するために

施策	取組内容・課題等
1. 男女共同参画社会を実現するために	「清須市男女共同参画プラン（中間見直し版）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての啓発やパートナー間の暴力の根絶、女性活躍のための環境づくり等を推進してきました。また、男女共同参画推進懇話会では、女性管理職の登用率や職員のワーク・ライフ・バランス等の進捗状況を把握し、庁内の男女共同参画を推進しています。 性別に関わらず誰もが活躍することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進が重要です。

施策	取組内容・課題等
2. 青少年も活躍できる社会を実現するために	平和学習や親子を対象とした生涯学習講座、サタデーキッズクラブの開催等を通して、次代を担う青少年の健全育成を進めてきました。 一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する環境づくりが難しくなっています。 今後は、青少年健全育成や家庭教育支援に取り組む団体と連携を取り、青少年の教育環境の向上を図る必要があります。

(3)生涯学習を推進するために

施策	取組内容・課題等
1. 生涯学習関連施設の適切な管理・運営	清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）において、温水プール内渡り階段、更衣室ロッカー取り換え工事を行い、誰もが使いやすく、安全な施設運営に努めてきました。 今後も、公共施設総合管理計画に基づき、生涯学習関連施設の適切な管理・運営を行います。
2. 生涯学習を推進する体制の整備	生涯学習を推進するため、連携体制の構築を進めてきました。 今後は、行政や関係機関、関係団体等との連携強化を図り、効果的かつ効率的な生涯学習の推進が必要です。

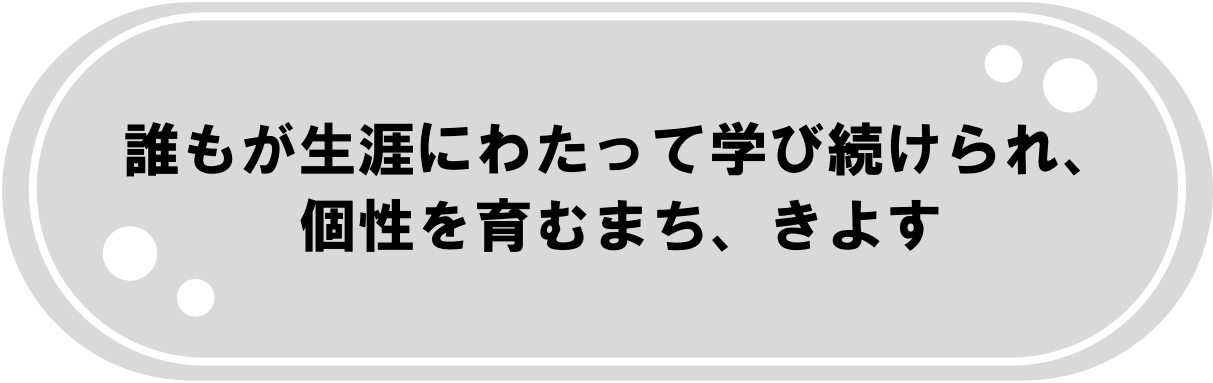
第3章 基本方針

1 基本理念

清須市第2次総合計画では、「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」を目指すべき将来像として、7つの政策を掲げています。その中の政策6「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」をもとに、平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とする「清須市生涯学習推進計画」を策定し、「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」という基本理念のもと、市民の生涯学習活動の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。令和2年度から5年間を計画期間とする清須市第2次総合計画後期基本計画においても、前期基本計画で掲げた方向性が継承されています。

「清須市生涯学習推進計画」の策定以降、社会情勢は変化し続けており、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが新たな知識や技能、教養を身に着けることや互いに学びあう関係づくり、新たな時代に対応した生涯学習の推進がますます重要になっています。

このような状況を踏まえ、基本理念「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」を継承し、市民の生涯学習活動を推進するとともに、変化する社会情勢に対応した施策を展開します。



**誰もが生涯にわたって学び続けられ、
個性を育むまち、きよす**

2 基本目標

基本理念に掲げた「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」を実現するために、基本目標を以下のように定めます。

1 市民の自主的な学びを活性化するために

社会情勢が大きく変化し続けており、将来の予想が難しい状況の中、本市や市民が多様な問題に対応していくためには、市民が自ら学び、学びを実践することで、課題解決につなげることが重要です。

そのためには、市民の多様なニーズを踏まえ、生涯学習活動に取り組むきっかけや環境づくりを市が主体となって進める必要があります。本市では、生涯学習や文化芸術、文化の継承、スポーツ活動、国際交流の各分野において、情報発信や学ぶ場、機会の提供、活動への参加や活動を実施しやすい環境づくりを進めます。

また、担い手不足が課題となっていることから、若い世代を中心とした市民に対し、生涯学習に関する啓発や活動への参加促進を行うことで、生涯学習活動を担う人材の確保、育成、関連団体に対する支援を進めます。

本市は、国指定史跡貝殻山貝塚や市指定有形文化財西枇杷島問屋記念館など多数の文化財や史跡があり、歴史と深い関わりのあるまちです。また、市内には市立図書館やはるひ美術館など、多くの社会教育施設が立地しており、生涯学習活動の拠点となっています。このような資源や現存の施設を生かした生涯学習活動を推進することで、市民の本市に対する愛着心を育みます。

2 誰もが活躍できる社会を実現するために

生涯学習活動は市民全員が参画できるものであり、性別や年齢に関わらず誰でも生涯学習活動に参加できるよう、環境の整備を進める必要があります。

男女共同参画に関して、社会の様々な場面において、男女がともに活躍できるよう、男女共同参画に関する啓発や情報発信を行います。また、男女共同参画や女性の社会参加を推進する団体に対して支援を行います。

青少年健全育成に関して、青少年が今後社会で活躍できるよう、家庭教育の啓発や情報発信、青少年健全育成に係る行事の開催を行います。また、学校、家庭、地域の連携強化や青少年健全育成活動を行う団体への支援を行います。教育への市民や地域の参画を促すため、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置を進めます。

3 生涯学習を推進するために

生涯学習を推進していくために、生涯学習関連施設の適切な管理、運営や生涯学習を推進する体制の整備を行います。本市に現存する資源を整備し、生涯学習活動に活用するといったハード面、庁内の関連課や関連団体との連携を進め、市民の生涯学習活動への支援を行うといったソフト面の両面の視点をもち、生涯学習を推進するための取り組みを行います。

3 施策体系

基本理念

誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす

基本目標	施策	取り組み	
1 市民の自主的な学びを活性化するために	1. 生涯学習活動を活性化するために	(1)	生涯学習に関する啓発と情報発信
		(2)	生涯学習を学ぶ場の提供
		(3)	生涯学習に関わる団体への支援・育成
		(4)	利用しやすい図書館づくり
		(5)	読書活動を推進するための取り組み
	2. 文化芸術活動を活性化するために	(1)	文化芸術活動の啓発と情報発信
		(2)	文化芸術に触れる場の提供
		(3)	文化芸術活動に関わる団体への支援
		(4)	魅力ある美術館づくり
	3. 文化を継承するために	(1)	地域の歴史・文化財保護の啓発と情報発信
		(2)	文化財の保護
		(3)	歴史資料の公開・展示
		(4)	朝日遺跡、あいち朝日遺跡ミュージアムの啓発と情報発信
		(5)	市内を流れる河川の周知
		(6)	指定文化財の修理等への支援
	4. スポーツ活動を活性化するために	(1)	スポーツ・レクリエーション活動の啓発と情報発信
		(2)	スポーツイベントの開催
		(3)	スポーツ活動に関わる団体への支援
	5. 国際交流活動を活性化するために	(1)	国際理解の啓発と情報発信
		(2)	国際交流の場の提供
		(3)	国際交流活動を行う団体への支援
2 誰もが活躍できる社会を実現するために	1. 男女共同参画社会を実現するために	(1)	男女共同参画社会の啓発と情報発信
		(2)	女性リーダーの育成
		(3)	女性の社会参加等を推進する団体への支援
	2. 青少年も活躍できる社会を実現するために	(1)	家庭教育の啓発と情報発信
		(2)	学校・家庭・地域の連携強化
		(3)	青少年健全育成に係る行事の開催
		(4)	青少年健全育成活動を行う団体への支援
		(5)	
3 生涯学習を推進するために		(1)	生涯学習関連施設の適切な管理・運営
		(2)	生涯学習を推進する体制の整備
		(3)	行政と市民の協働による生涯学習の推進

第4章 基本施策

基本目標1 市民の自主的な学びを活性化するために

市民一人ひとりが自主的な生涯学習活動を通して、充実した生活を送ることができるよう、生涯学習を取り巻く環境を整備します。

施策1. 生涯学習活動を活性化するために

【現状・課題】

本市では、ホームページ上で生涯学習に関する情報の発信を活発に行うなど、生涯学習活動の周知や啓発に取り組むとともに、日常生活の中でも気軽に生涯学習活動に取り組むことができる環境の整備に努めてきました。

生涯学習講座の終了後に行うアンケート調査結果によると、近年は、趣味や教養、社会問題、家庭など市民の関心が多様化し、市民ニーズも多岐に渡っていることがうかがえます。

今後は、市民のニーズを踏まえた生涯学習講座の設定や内容のより一層の充実が必要であり、「生涯学習人材バンク」への登録や活用など、生涯学習を担う地域人材の確保や育成を進めることで、市民の関心やニーズにあわせた生涯学習活動の推進が求められます。

また、令和元年度には全国的に新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大防止のため、密閉空間・密集場所・密接場面を避けた社会経済活動が求められています。生涯学習活動の推進においても、新型コロナウイルス感染症への罹患防止の観点から踏まえ、生涯学習講座の開催等を検討する必要があります。

なお、市立図書館においては、幅広い世代の市民が気軽に読書を楽しむことができるよう、官民学コラボによるイベントや見やすくわかりやすいホームページへのリニューアル、蔵書の充実を進めてきました。引き続き、幅広い世代の市民が図書館を拠点としてコミュニケーションを深める場となるようあらゆる取り組みを進める必要があります。さらに、子どもから高齢者まで誰もが等しく読書活動に親しむことができるよう、読書環境づくりを推進する必要があります。読書活動を推進する取り組みを策定し、読書活動の推進を図ります。

【今後の方向性】

引き続き、生涯学習の必要性や大切さを広く市民に伝え、自主的に学ぶことができるよう情報発信を行うとともに、多岐にわたる市民のニーズに対応できるような生涯学習講座の充実を図ります。生涯学習活動の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえ、生涯学習講座の開催等の取り組みを行います。

また、市民の生涯読書活動を推進するため、市立図書館の整備・充実を図ります。

さらに、生涯学習活動を持続的に活性化するために、生涯学習に関わる団体への支援や人材の育成を行います。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
市民意識調査における「生涯学習」の内容まで理解している人の割合（継続）	27.9%※	—	40.0%
図書館の入館者数（継続）	177,540 人	180,434 人	200,000 人
図書館で開催するイベントの参加者数（新規）	3,410 人	5,270 人	5,500 人

※：平成 25 年度の現状

活動指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
生涯学習講座の講座数（継続）	22 講座	26 講座	26 講座
サタデーキッズクラブの教室数（新規）	9 教室	12 教室	12 教室
図書館の蔵書数（新規）	133,095 冊	151,069 冊	152,000 冊

○生涯学習講座「絵手紙の魅力」



○サタデーキッズクラブ「茶華道」



(1) 生涯学習に関する啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
1	ホームページでの周知 (継続)	市のホームページ上に生涯学習に関する情報を掲載し、内容のさらなる充実を図ります。市民が生涯学習に関する情報を簡単に入手することができるよう、情報発信方法の工夫を行います。	生涯学習課
2	講座案内の発行 (継続)	市民に生涯学習講座の周知を図るため、生涯学習講座の案内を発行します。日時や場所、講座内容など具体的な内容を掲載することで、市民が生涯学習講座に参加しやすいようにします。また、インターネットで申し込みができるQRコードを掲載します。	生涯学習課
3	高齢者や障がい者へ向けた生涯学習関連情報の提供 (継続)	高齢者や障がい者へ向けた生涯学習関連情報を提供することで、高齢者や障がい者もいきいきと暮らせる社会を目指す一助とします。	高齢福祉課 社会福祉課
4	生涯学習人材バンクの活用 (新規)	生涯学習人材バンクを最大限活用し、生涯学習を指導する人材の確保に努めます。	生涯学習課

(2) 生涯学習を学ぶ場の提供

No.	事業	内容	担当課
5	生涯学習講座の開催 (継続)	市民の多岐に渡るニーズを考慮し、より多くの市民が生涯学習に取り組めるよう生涯学習講座の一層の充実を図ります。また、公民館だけでなく各施設を活用することで、地区単位で生涯学習講座を実施します。	生涯学習課
6	高齢者や障がい者を対象とした各種教室・講座の開催 (継続)	高齢者や障がい者を対象とした各種教室・講座を開催します。高齢者や障がい者の語らいの場としても機能するように努めます。	高齢福祉課 社会福祉課

(3) 生涯学習に関わる団体への支援・育成

No.	事業	内容	担当課
7	生涯学習を担う地域人材の育成・活用 (継続)	生涯学習講座などを通して、市の生涯学習の担い手となる地域人材を育成します。また、生涯学習に関わる団体を支援・育成します。	生涯学習課

(4) 利用しやすい図書館づくり

No.	事業	内容	担当課
8	図書資料の収集 (継続)	図書資料の収集を幅広く行い、蔵書の充実を図ります。	生涯学習課
9	レファレンスサービスの充実 (継続)	利用者の多種多様な要望に応えられるよう、レファレンスサービスを充実します。	生涯学習課
10	展示・企画等の実施 (継続)	展示・企画等を実施し、本に興味がない人が図書館を訪れるきっかけをつくります。	生涯学習課
11	ボランティアの連携 (継続)	ボランティアとの連携を図り、さらに充実した読み聞かせイベントや図書の修繕等を行います。	生涯学習課
12	民間企業との連携 (継続)	市内に事業所をもつ民間企業との連携を図り、図書館でイベントを実施します。	生涯学習課
13	障がい者に対するサービスの充実 (新規)	障がい者を対象とした本の郵送サービスに加え、障がいの状況や特性に応じた資料の充実を図ります。	生涯学習課
14	情報発信の充実 (新規)	図書館で発行する図書館だよりや広報、SNS などを活用し、図書館に関する情報提供の充実を図ります。	生涯学習課
15	図書館に関わる人材のスキル向上 (新規)	関係機関と連携して、研修や勉強会を継続的に実施します。	生涯学習課

（５）読書活動を推進するための取り組み

【育ち・学びの世代】

ライフ ステージ	事業	内容
乳幼児期	ブックリストの作成	発達段階に応じたブックリストの作成・配布（乳児向け・幼児向け）を行います。
	図書館独自のブックスタート活動の実施	保護者への図書館利用の呼びかけと、本を通じた親子のふれあいの呼びかけ、ブックスタートおすすめ絵本の紹介を行います。
	おはなし会の実施	図書館スタッフやボランティアによるおはなし会を開催し、親子のふれあいや読み聞かせにより、本にふれあえる環境づくりに取り組みます。
	読書講座の実施	保護者及び乳幼児保育に関わる方向けの読書講座を開催し、本の知識を深められるような機会を提供します。
	館内の環境づくり	乳幼児連れでも来館しやすい環境づくりに取り組みます。
	参加型イベントなどを実施	図書館に来る楽しみを見出してくれるような参加型イベントなどを実施します。
小学生期	おはなし会の実施	図書館スタッフによるおはなし会を開催し、子どもが楽しみながら図書館や読書に親しんでもらえるように工夫をして、定期的開催することで本好きな子を増やします。
	館内の環境づくり	子どもが使いやすい配架や、案内づくりに取り組みます。
	児童向けのおすすめ本展示コーナーを設置	時節に合った本を提供します。
	多言語習得機会の充実	英語絵本の充実や英会話の講座の実施により、多言語の習得に役立つ環境を整えます。
	参加型イベントなどを実施	図書館に来る楽しみを見出してくれるような参加型イベントなどを実施します。

ライフ ステージ	事業	内容
小学生期	学校見学の実施	市内の希望する学校に対して、図書館見学を実施することで、子どもが図書館を訪れるきっかけをつくれます。
	学校配本事業の実施	市内の希望する学校に本を提供することで、子どもの読書活動の推進に取り組みます。
	読書通帳の活用促進	読書通帳を活用することで、子どもたちの読書活動の推進につなげられるよう働きかけます。
中学生期	ティーンズコーナーの設置	中学生に興味を持ちやすい本を集めたコーナーを設置します。
	展示やイベントの実施	試験勉強で図書館を利用する子どもたちに向けて興味を持ってもらいやすい展示やイベントを実施します。
	学校配本事業の実施	市内の希望する学校に本を提供することで、子どもの読書活動の推進に取り組みます。
高校生期	ティーンズコーナーの設置	高校生に興味を持ちやすい本を集めたコーナーを設置します。
	展示やイベントの実施	試験勉強で図書館を利用する子どもたちに向けて興味を持ってもらいやすい展示やイベントを実施します。

○あいち朝日遺跡ミュージアム関連展示



○子どもに選ぶ本の講座



【働く世代・子育て世代】

事業	内容
ビジネス支援コーナーの設置	話題のビジネス書や仕事に生かせる実用書をできる限り最新の情報で提供します。
読書講座の開催	保護者及び小学生の読書推進に関わる方向けの読書講座を開催し、本の知識を深められるような機会を提供します。
子育て応援コーナーの設置	子育てに役立つ専門書や最新情報がわかる雑誌や子どもの読書習慣の形成に役立つような資料を提供します。

【シニア世代】

事業	内容
介護コーナーの設置	介護に役立つ情報や技術が調べられる本や、長く元気であるためのトレーニングの本などを提供します。
大活字本の提供	通常の文字より大きな活字の本を提供し、シニア世代の読書活動の推進に取り組みます。

○市立図書館



○市立図書館内



施策2. 文化芸術活動を活性化するために

【現状・課題】

本市では、芸術劇場や芸能発表会、文化展、納涼盆踊りなど、市民が優れた文化芸術に触れたり、文化芸術活動を発表する機会を設けてきました。一方で、文化芸術活動を行う各種団体においては、会員の高齢化が進行しており、文化芸術活動の担い手の不足や団体活動の縮小が懸念されています。

今後は、特に若い世代や子どもを対象に、優れた文化芸術に触れる機会を積極的に提供することで、文化芸術活動の担い手を確保、育成することが求められています。

はるひ美術館では、展覧会の開催に留まらず、市民が気軽に文化芸術に触れることができるよう、サタデーキッズクラブや館長アートトークなどの教育普及活動を開催してきました。また、開館当初から開催してきた全国公募の絵画展である「清須市はるひ絵画トリエンナーレ」では、新進作家の発掘と育成という特徴的な理念を掲げていることから、重要な文化芸術活動の場になっています。今後も、市民の文化芸術活動への啓発、情報発信を行い、地域に根ざした芸術活動の拠点として、魅力ある美術館づくりを進め、芸術の魅力を積極的に発信し、特色のある展覧会を実施することで、文化芸術活動の振興を図る必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、文化展や芸術劇場、芸能発表会等の充実を図り、市民が文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動を持続的に活性化するために、文化芸術活動に関わる団体への支援を行います。

また、文化芸術団体の担い手は高齢化が進んでいる状況から、若い世代や子どもに対して、文化芸術に触れる機会を積極的に提供することで、文化活動の担い手の確保・育成に努めます。

はるひ美術館においては、引き続き子どもから大人まで興味をもてる企画展やアートラボを企画・開催を通して魅力ある美術館づくりに努めます。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
芸術劇場の参加者数（継続）	273 人	—	300 人
はるひ美術館の入館者数（継続）	15,371 人	10,767 人	17,000 人
文化協会の会員数（新規）	1,660 人	1,370 人	1,370 人

※令和元年度の芸術劇場はコロナウイルス感染拡大防止のため中止

（１）文化芸術活動の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
16	文化芸術の啓発と情報発信（継続）	市民が身近な場所で芸術に触れる機会をつくるため、文化芸術の啓発や情報発信を行います。	生涯学習課
17	文化芸術の担い手養成講座の実施（新規）	今後も文化芸術活動を継続していくために、文化芸術の担い手となる人材の確保・育成を目的とした講座を実施します。	生涯学習課

（２）文化芸術に触れる場の提供

No.	事業	内容	担当課
18	文化展の開催（継続）	清須市文化協会の会員や市民の出品により、清須市文化展を開催します。	生涯学習課
19	芸能発表会の開催（継続）	清須市文化協会の会員による清須市芸能発表会を開催します。	生涯学習課
20	芸術劇場の開催（継続）	市民が良質な文化芸術を鑑賞できる機会を提供するため、芸術劇場を開催します。	生涯学習課

○文化展



○芸能発表会



（３）文化芸術活動に関わる団体への支援

No.	事業	内容	担当課
21	清須市文化協会への支援（継続）	清須市文化協会に対し支援を行い、本市の文化芸術活動の発展に努めます。	生涯学習課

（４）魅力ある美術館づくり

No.	事業	内容	担当課
22	企画展・特別展等の開催（継続）	はるひ美術館において、企画展や特別展等を定期的に開催します。	生涯学習課
23	館長アートトークの開催（継続）	はるひ美術館の館長が芸術に関して講演する館長アートトークを開催します。	生涯学習課
24	清須アートラボの開催（継続）	生涯学習講座の一環として、市民を対象に清須アートラボを開催し、市民が美術館を訪れるきっかけをつくれます。	生涯学習課
25	清須キッズアートラボの開催（継続）	サタデーキッズクラブの一環として、はるひ美術館において、市内の小学生を対象に清須キッズアートラボを開催し、子どもたちが芸術に触れる機会をつくれます。	生涯学習課

○サタデーキッズクラブ
「清須キッズアートラボ」



○はるひ美術館



施策3. 文化を継承するために

【現状・課題】

本市では、東海地方屈指の弥生遺跡である朝日遺跡をはじめとする各種文化財を保護し、後世に継承するため、市指定文化財への指定や市立図書館内の歴史資料展示室における多様な企画展示などを行いました。また、県文化財保護室や県埋蔵文化財センターなどの関係機関と連携し、文化財に関する講座や講演会を開催し、市民が文化財や地域の歴史・文化に触れる機会を設けました。

一方で、高齢化の進行などにより、山車をはじめとする文化財を後世に継承する担い手が不足しています。

今後は、市民のニーズを踏まえた文化財に関する企画展示や講座、講演会の内容のより一層の充実を図るとともに、文化財や尾張西枇杷島まつりに関連する歴史、意義などを学ぶ機会の充実を図ることで、担い手となり得る人材の確保・育成に努める必要があります。

国において施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を受けて、地域ぐるみで主体的に地域の文化財の計画的な保護や保存、継承、活用を促進することで、まちづくりや地域振興に文化財を活用することが求められています。

県では、平成 28 年 3 月に「愛知県清洲貝殻山貝塚資料館拡充整備基本構想」を策定し、令和 2 年 11 月に「あいち朝日遺跡ミュージアム」が開館しました。今後は、県と連携し、施設や朝日遺跡に関する周知・啓発を行うことで、市民の歴史・文化について学ぶきっかけとすることが重要です。

【今後の方向性】

引き続き、文化財の保護や修理、歴史資料の公開・展示を進めると同時に、文化財や歴史資料、朝日遺跡や美濃路、庄内川、新川、五条川などの資源を活用した生涯学習活動を推進します。

また、山車をはじめとする文化財を後世に継承する担い手不足を解消するための取り組みとして、本市の歴史や文化を学ぶ場を提供し、地域の歴史や文化の一層の啓発に努めます。

さらに、「あいち朝日遺跡ミュージアム」を県と一体となって盛り上げるために、愛知県文化財室と連携し、文化財講座での紹介やイベント等でのワークショップを実施することで、市民の「あいち朝日遺跡ミュージアム」への関心を高めます。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
文化財講演会の参加者数（継続）	44 人	69 人	150 人
歴史資料展示室での企画展の入場者数 （継続）	15,914 人	12,425 人	20,000 人

活動指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
文化財講座の開催回数（新規）	4 回	4 回	4 回
歴史資料展示室での企画展の開催日数 （新規）	273 日	252 日	260 日

（１）地域の歴史・文化財保護の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
26	地域の歴史・文化財保護の啓発と情報発信 （継続）	市の歴史や文化を学ぶ文化財講座等を開催し、地域の歴史や文化に対する理解を深める機会をつくれます。	生涯学習課
27	文化財講演会の開催 （継続）	歴史や文化財に精通した専門家による講演会を定期的に開催します。	生涯学習課

（２）文化財の保護

No.	事業	内容	担当課
28	文化財に関する調査 （継続）	埋蔵文化財をはじめとする様々な文化財に関する調査を行い、文化財の適切な保護へつなげます。	生涯学習課
29	文化財に関する情報収集 （継続）	文化財に関して幅広く情報収集を行い、文化財の周知や展示の一助とします。	生涯学習課

(3) 歴史資料の公開・展示

No.	事業	内容	担当課
30	歴史資料展示室での展示 (継続)	市の歴史を概観できる常設展示コーナーと、より深いテーマを扱う企画展示コーナーを設置し、市所蔵資料を展示します。	生涯学習課
31	西枇杷島問屋記念館の公開 (継続)	市指定文化財である問屋記念館内で山田九左衛門家から寄贈された貴重な資料を、問屋の暮らしや商いの様子を当時の姿を再現した形で展示します。	生涯学習課

(4) 朝日遺跡、あいち朝日遺跡ミュージアムの啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
32	朝日遺跡の普及・啓発 (継続)	弥生時代の東海地方最大級の集落遺跡である朝日遺跡の普及・啓発を行います。	生涯学習課
33	あいち朝日遺跡ミュージアムの普及・啓発 (新規)	愛知県と連携し、愛知県が運営しているあいち朝日遺跡ミュージアムの普及・啓発を行います。	産業課 生涯学習課

(5) 市内を流れる河川の周知

No.	事業	内容	担当課
34	市内を流れる河川の周知 (継続)	庄内川、新川、五条川、水場川の歴史や成り立ちを周知し、豊かな水辺環境の保全へつなげます。	生涯学習課

(6) 指定文化財の修理等への支援

No.	事業	内容	担当課
35	市指定文化財に対する補助事業 (継続)	市指定文化財を対象に、修理や管理等に係る費用に対し、補助金を交付します。	生涯学習課
36	西枇杷島町山車保存会への支援 (継続)	山車まつりの保存、継承を担う西枇杷島町山車保存会に対し、補助金を交付します。	生涯学習課

施策4. スポーツ活動を活性化するために

【現状・課題】

国では、平成 28 年度に「スポーツ基本計画」第 2 期計画が策定され、今まで以上にスポーツに取り組むことが重要となっています。令和 3 年に開催予定である東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、今後もスポーツ・レクリエーションへの関心は高まることが予想されます。

本市においても、市民のスポーツ・レクリエーション及び健康への関心は高まっており、年 2 回の清須ウオークや市民体育祭、市民ソフトボール大会など体育協会主催の市民大会及び各種スポーツ活動を展開し、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた市民交流を図る機会を提供してきました。

一方、きよすスポーツクラブと体育協会の会員数はいずれも減少傾向にあり、スポーツ・レクリエーション施設の利用者も年々減少傾向となっています。今後は、運動やスポーツに取り組むことの重要性について一層の啓発を行うとともに、会員募集のリーフレットやイベント等を開催して、新規会員を増やす取り組みが重要となっています。

また、平成 30 年度に実施した第 6 回市民満足度調査によると、週に 1 回以上スポーツを行う市民の割合は約 5 人に 1 人となっています。今後は、障がいの有無、世代を問わず実施できるスポーツ教室等を開催することで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを推進することが重要となっています。

さらに、アルコ清洲やカルチバ新川、春日 B & G 体育館では老朽化が進んでいることから、施設の適切な改修・修繕を行うことで、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境を整備することが重要となっています。

【今後の方向性】

スポーツは、誰もが気軽に親しむことができ、市民同士の交流を広げたり、心身の健康づくりや介護予防につながるものです。

引き続き、スポーツ・レクリエーション活動に関する啓発を行うとともに、関連する情報の発信を行い、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促します。週に 1 回以上スポーツを行う市民の割合が 5 人に 1 人となっているため、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションを行える場づくりに努めます。

また、市民体育祭や清須ウオーク、市内及び近隣市町のトップアスリートと協力した各種スポーツ教室等イベントを開催し、市民がスポーツ活動に関心を持ち、自主的に取り組む機会の提供を行います。

さらに、スポーツ活動を継続的に活性化させるため、スポーツ活動に関わる団体への支援を行います。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
総合型地域スポーツクラブの会員数 (継続)	470 人	342 人	500 人
体育協会の会員数 (新規)	2,434 人	2,277 人	2,350 人
新川地域文化広場 (カルチバ新川) ・清洲 勤労福祉会館 (アルコ清洲) ・春日 B & G 体育館の利用者数 (継続)	427,236 人	425,967 人	430,000 人
週 1 回以上スポーツ・レクリエーション活 動を行っている市民の割合 (新規)	23.7%	20.0%※	24.0%

※：平成 30 年度の現状

活動指標	基準値 平成 28 年度	現状 令和元年度	目標 令和 6 年度
体育協会の主催大会数 (新規)	24 大会	23 大会	23 大会
新川地域文化広場 (カルチバ新川) ・清洲 勤労福祉会館 (アルコ清洲) での自主事業 数 (新規)	77 事業	91 事業	100 事業

(1) スポーツ・レクリエーション活動の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
37	ホームページや広報紙 等での周知 (継続)	スポーツ・レクリエーションイベントのホーム ページ及び広報紙等への掲載を行います。	スポーツ課
38	スポーツ推進委員の活 動支援 (継続)	スポーツ推進委員の活動を支援することで、市 民に対するスポーツ・レクリエーション活動の 啓発やスポーツ活動の促進を図ります。	スポーツ課

(2) スポーツイベントの開催

No.	事業	内容	担当課
39	市民体育祭の開催 (継続)	西枇杷島・新川・清洲・春日の4地区ごとに市民体育祭を開催します。	スポーツ課
40	清須ウォークの実施 (継続)	市民の健康増進を図るため、清須ウォークを実施します。	スポーツ課
41	高齢者や障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーション活動の周知・振興 (継続)	清須市体育協会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、高齢者や障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加啓発・開催に努めます。	スポーツ課 高齢福祉課 社会福祉課
42	トップアスリートと協力したスポーツ教室の実施 (新規)	トップアスリートの指導によるスポーツ教室を実施することで、市民のスポーツへの関心を高めます。	スポーツ課
43	世代に応じた多様なスポーツ機会の充実 (新規)	親子でふれあいながら体を動かす運動教室、仕事終わりに立ち寄れるスポーツ教室など、いつでも、どこでも、誰でも運動ができる環境づくりを推進します。	スポーツ課

(3) スポーツ活動に関わる団体への支援

No.	事業	内容	担当課
44	清須市体育協会への支援 (継続)	市民スポーツ大会の運営を委託している清須市体育協会への支援を行い、清須市体育協会と連携して市民のスポーツ振興を推進します。	スポーツ課
45	きよすスポーツクラブへの支援 (継続)	きよすスポーツクラブの自主的、主体的に運営されるよう指導を行い、市民が身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる場を提供します。	スポーツ課
46	清須市子ども会への支援 (継続)	豊かな心を育てるために子ども会活動を支援します。	スポーツ課

施策5. 国際交流活動を活性化するために

【現状・課題】

国では、令和3年度に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けて、訪日外国人の増加が見込まれることから、国民の国際理解や多文化共生意識の向上が求められています。

本市では、生涯学習講座やサタデーキッズクラブ等での国際理解を深めるための講座の実施を行うとともに、国際交流員を学校、保育園等に派遣し、国際理解授業や文化の紹介を行ってきました。今後も、誰もが多様な言葉や文化に対して関心を持ち、理解を深めることで、国際交流や外国人市民が暮らしやすいと感じる多文化共生の環境づくりにつなげる必要があります。

そのため、市民が国際的な文化に対して理解を深めることができるよう、国際理解促進への取り組みを実施する必要があります。教育機関、生涯学習講座等においても、外国の言語や文化等を学ぶ機会の周知や内容のより一層の充実を図る必要があります。

また、近年は外国人市民も増加しており、令和2年4月で1,852人となっています。お互い多様性を尊重することで、平等に共存していく多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民も暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、国際理解に関する啓発や情報発信を行うとともに、国際理解を目的とした生涯学習講座の開講や国際交流活動を行う機会を提供し、国際理解の促進を図ります。また、国際交流活動を持続的に活発なものにするため、清須市国際交流協会への支援を行います。

加えて、外国人市民の増加に伴い、外国人市民への日常生活のサポート体制の充実や情報提供の手段の拡充など、多文化共生社会の実現に向けた取り組みについて検討を進める必要があります。

令和2年度より、小学校英語授業の教科化に伴い英語専科教師を増員し、児童の英語に関する資質や能力の育成に努めます。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
友好姉妹都市提携に基づくスペイン関連事業の参加者数（継続）	110 人	122 人	140 人

活動指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
学校等における国際理解授業の実施回数（継続）	55 回	74 回	95 回

（１）国際理解の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
47	国際理解の啓発と情報発信（継続）	国際理解を目的とした講座等を開催します。	生涯学習課
48	小学校での英語講師の増員（新規）	講師の増員により、より質の高い英語授業を行います。	学校教育課
49	市役所窓口における多言語対応（新規）	外国人市民が適切な行政支援を受けられるよう、翻訳機を活用した案内等の実施を行います。	市民課

○国際交流員による国際理解講座



○親子講座「英語であそぼ」



(2) 国際交流の場の提供

No.	事業	内容	担当課
50	スペイン文化を紹介する行事（継続）	サタデーキッズクラブ等において、スペインの行事等を紹介し、スペインの文化を体験できるような講座を開催します。	生涯学習課
51	外国語講座の実施（新規）	市民が外国人との円滑なコミュニケーションを取ることができるよう、外国語の習得のための講座を開催します。	生涯学習課
52	日本語講座の実施（新規）	市内で暮らす外国人が日常生活において円滑なコミュニケーションが取れ、日常生活が問題なく送れるよう、清須市国際交流協会による日本語の習得のための講座を開催します。	生涯学習課

(3) 国際交流活動を行う団体への支援

No.	事業	内容	担当課
53	清須市国際交流協会への支援・育成（継続）	清須市国際交流協会に対し支援を行い、市民参加による国際交流の進展に努めます。	生涯学習課

○生涯学習講座「くらしの英会話」



○清須市国際交流協会
「インターナショナルパーティー」



基本目標2 誰もが活躍できる社会を実現するために

誰もが活躍できる社会を実現することができるよう、男女共同参画や青少年の育成を推進します。

施策1. 男女共同参画社会を実現するために

【現状・課題】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）において、目標の一つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が挙げられており、男女平等参画社会の実現は世界的な目標となっています。

このような状況の中、本市では、平成21年に策定された「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての啓発やパートナー間の暴力の根絶、女性活躍のための環境づくり等を推進してきました。また、男女共同参画推進懇話会では、女性管理職の登用率や職員のワーク・ライフ・バランス等の進捗状況を把握し、市内の男女共同参画に取り組んできました。

今後も、性別に関わらず、幅広い年代の市民に対して、男女共同参画に関する啓発や情報の発信を行う必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、男女共同参画に関する啓発や情報の発信、講演会の開催等、男女共同参画社会の実現へ向けた取り組みを行います。

また、男女共同参画に係る活動を行っている団体に対して、支援を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

【指標】

成果指標	基準値 平成28年度	現状値 令和元年度	目標値 令和6年度
男女共同参画講演会の参加者数（継続）	292人	184人	350人
市の委員会・附属機関等における女性委員の割合（清須市調べ）（新規）	30.2%	34.6%	40.0%

活動指標	基準値 平成28年度	現状値 令和元年度	目標値 令和6年度
男女共同参画推進懇話会の開催回数（継続）	2回	1回	2回

(1) 男女共同参画社会の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
54	男女共同参画社会の啓発と情報発信（継続）	市のホームページや広報紙等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信することで、男女共同参画社会の啓発を行います。	生涯学習課
55	男女共同参画講演会等の開催（継続）	男女共同参画の考え方を市民に広く周知するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を目的として、男女共同参画講演会を定期的に開催します。	生涯学習課
56	男女共同参画推進懇話会の開催（継続）	男女共同参画社会の実現へ向けて、学識有権者や関係団体、市民代表者等と男女共同参画推進懇話会を定期的に開催します。	生涯学習課

(2) 女性リーダーの育成

No.	事業	内容	担当課
57	女性リーダーの育成（継続）	女性の社会参加を推進するため、女性リーダーの育成を図ります。	生涯学習課

(3) 女性の社会参加等を推進する団体への支援

No.	事業	内容	担当課
58	男女共同参画に係る活動を行っている団体への支援（継続）	男女共同参画に係る活動を行っている団体への支援を行い、男女共同参画の推進を図ります。	生涯学習課

○男女共同参画講演会



○清須市女性の会「日赤奉仕団活動」



施策2. 青少年も活躍できる社会を実現するために

【現状・課題】

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する環境づくりが難しくなっている中、本市では、平和学習や親子を対象とした生涯学習講座、サタデーキッズクラブの開催等を通して、次代を担う青少年の健全育成を進めてきました。学校支援地域本部事業では、学校、家庭、地域が一体となり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取り組みを推進してきました。市内各地区で開催されている「親子ふれあい広場」では、親子がともに楽しみながら学び、ふれあいや絆を深める体験活動が行われています。また、学校の部活動を地域に移行するにあたり、社会教育関係団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携して子どもたちを支えていく取り組みが求められます。

今後も、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するために、青少年健全育成や家庭教育支援に取り組む団体などと連携を取り、青少年の教育環境の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

家庭での教育を支援するため、家庭教育に関する行事を通して、家庭教育の啓発や情報発信を行います。

学校・家庭・地域の連携を強化するために、学校支援地域本部事業の取り組みとして、各種補助制度等の適宜活用、各機関との連携を強化することで、より幅広い地域住民等の参画を推進し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取り組みを行います。今後は、学校教育への市民や地域の参画をより一層推進するため、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置を進めます。

また、「地区体育祭」「清須ウオーク」「納涼盆踊り」等への多世代の参加促進を図るとともに、地区の子ども会活動に対し支援を行うことで、青少年の社会性や人間性を育みます。さらに、サタデーキッズクラブや ICT 教育の実施により、子どもの豊かな発想力を育みます。

【指標】

成果指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
青少年健全育成大会の参加者数（継続）	270 人	330 人	350 人

活動指標	基準値 平成 28 年度	現状値 令和元年度	目標値 令和 6 年度
親子ふれあい広場の開催回数（新規）	8 回	6 回	8 回
地域コーディネーター会議等の開催回数（継続）	1 回	—	3 回
地域コーディネーターの人数（新規）	—	19 人	20 人

(1) 家庭教育の啓発と情報発信

No.	事業	内容	担当課
59	家庭教育の啓発と情報発信（継続）	親子講座や「親子ふれあい広場」等の行事を通じて、家庭教育の啓発を行います。	生涯学習課
60	「家庭の日」の推進（継続）	「家庭の日」の普及と啓発の取り組みの一環として「家庭の日」推進事業を行います。	生涯学習課

(2) 学校・家庭・地域の連携強化

No.	事業	内容	担当課
61	サタデーキッズクラブの開催（継続）	子どもたちが安心して体験や活動を行うことができるよう、サタデーキッズクラブを開催します。	生涯学習課
62	学校支援地域本部事業の実施（継続）	幅広い地域住民等の参画を推進することで、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきます。	生涯学習課
63	地域学校協働本部の設置（新規）	学校支援地域本部を基盤に地域学校協働本部を立ち上げることで、地域と学校との連携協力体制の整備を行います。また、活動に関わる地域住民や学校に将来構想の周知を行うことで、組織的で継続的な活動を行える仕組みをつくりま	生涯学習課
64	地域学校協働本部を推進するためのコーディネーターの発掘（新規）	地域学校協働活動を推進するため、市の広報紙等の活用により、コーディネーターとしての資質を持つ人材を発掘します。	生涯学習課
65	コミュニティ・スクールの導入（新規）	学校や保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働本部との連携・協働を進めます。	学校教育課
66	プログラミング教育の推進（新規）	サタデーキッズクラブの一環として、市内の小学生を対象にプログラミング教室を開催し、子どもたちがプログラミングによるモノづくりを体験する機会をつくりま	生涯学習課

（３）青少年健全育成に係る行事の開催

No.	事業	内容	担当課
67	成人式の開催（継続）	新成人代表を中心とした実行委員会を組織し、会議を定期的に開催します。また、成人式の内容の考案や運営を新成人自らが行うことで、新成人の育成を図ります。	生涯学習課
68	青少年健全育成大会の開催（継続）	青少年の健全育成の重要性に対する認識を深めながら、家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を願うことを目的として、学校・家庭・地域などが連携・協力して、青少年健全育成大会を開催します。	生涯学習課

（４）青少年健全育成活動を行う団体への支援

No.	事業	内容	担当課
69	青少年健全育成活動を行う団体への支援（継続）	家庭教育に関する活動や緑の募金活動、河川環境美化活動などの青少年健全育成活動を行う団体に対して支援を行います。	生涯学習課 スポーツ課

○清須市成人式



○親子講座「親子で挑戦！さぬきうどん」



基本目標3 生涯学習を推進するために

市民一人ひとりの自主的な生涯学習活動を推進するため、生涯学習関連施設や生涯学習を推進する体制の整備を行います。

【現状・課題】

本市では、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）において、温水プール内渡り階段、更衣室ロッカー取り換え工事を行うなど、誰もが使いやすく、安全な施設の管理・運営に努めてきました。今後も、公共施設総合管理計画に基づき、生涯学習関連施設の適切な管理・運営を行います。

また、生涯学習を推進するため、行政や関係機関、関係団体等との連携強化を図り、効果的かつ効率的な生涯学習を学ぶ環境の整備を行います。

【今後の方向性】

既存の社会教育施設や社会体育施設の適切な管理、運営を行い、市民が生涯学習活動を行う場を提供します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、生涯学習関連施策において、適切な感染予防等を講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、市民が安全に生涯学習活動に取り組むことができる環境を整備します。

さらに、生涯学習に関連する庁内の担当課や団体等と連携して、生涯学習に取り組むことができる環境の整備に努めます。

（１）生涯学習関連施設の適切な管理・運営

No.	事業	内容	担当課
70	公民館等の管理・運営（継続）	公民館等の社会教育施設の適切な管理、運営を行い、市民が生涯学習活動を行う場を提供します。また、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、公民館等に Wi-Fi 環境を充実することを検討します。	生涯学習課
71	夢広場はるひの管理・運営（新規）	はるひ夢の森公園のステージ控室を含め、より利用しやすいよう整備し、市内外の団体や法人に働きかけ、利用を促進します。また、多様な年代、立場の人が集い、交流することができる企画を実施し、市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園の連携等、三位一体となって運営に取り組みます。	生涯学習課 都市計画課
72	スポーツ・レクリエーション施設の管理・運営（継続）	社会体育施設の管理、運営を行い、市民が安心してスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、活動の場の提供を行います。	スポーツ課

No.	事業	内容	担当課
73	感染症対策の充実（新規）	適切な感染予防に取り組むことで、市民の安全な生涯学習環境を整備します。	生涯学習課 スポーツ課
74	学校体育施設の開放（新規）	市民の健康増進や運動を行うことを目的として、学校教育に影響が出ない範囲で市内公立小中学校の体育館、グラウンドを開放します。	スポーツ課

（２）生涯学習を推進する体制の整備

No.	事業	内容	担当課
75	生涯学習を推進する体制の整備（継続）	生涯学習を推進するため、庁内の関連課や関連団体等と連携して、市民一人ひとりが自主的に生涯学習活動に取り組むことができる環境の整備に努めます。	生涯学習課
76	清須市民げんき大学の実施（新規）	市内の短期大学と連携し、介護予防・実践を学ぶ高齢者向け講座を実施します。	高齢福祉課

（３）行政と市民の協働による生涯学習の推進

No.	事業	内容	担当課
77	市民協働による事業実施の検討（新規）	新規事業だけでなく既存事業も含めて、市民協働による事業の実施を検討します。	企画政策課 生涯学習課
78	市民交流の場づくりの推進（新規）	市民と市の情報共有や交流を促進するため、市民交流の場づくりを推進します。	企画政策課 生涯学習課

○清須市協働テラス

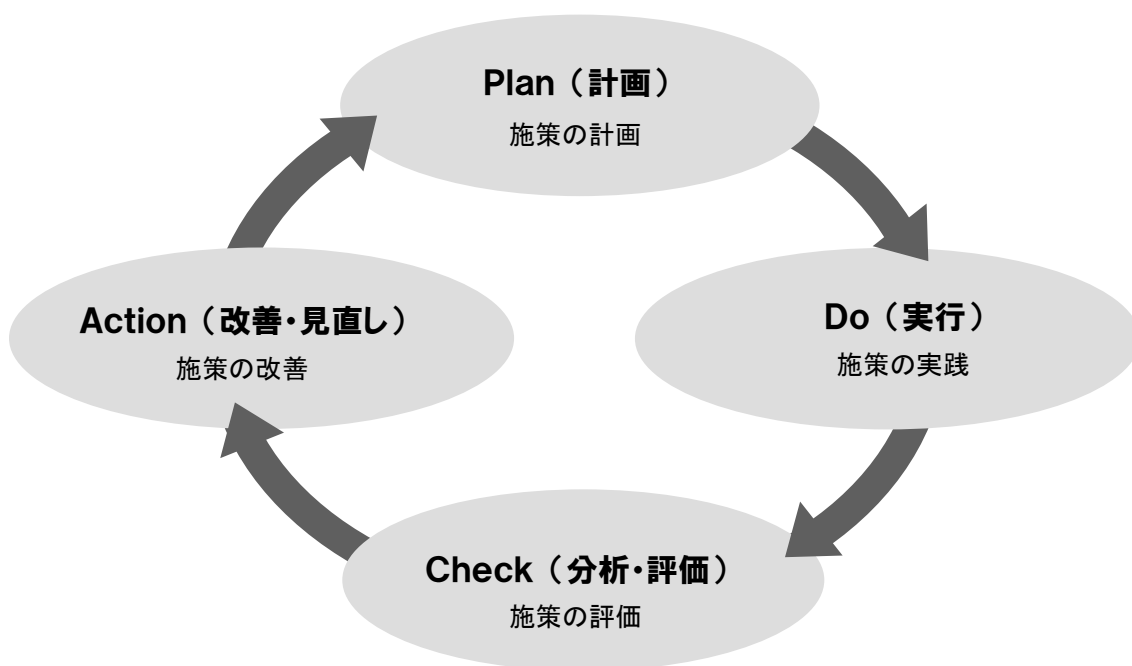


第5章 計画の推進体制

清須市生涯学習推進計画を推進するにあたり、事業や取り組みの進捗状況を踏まえ、客観的な評価・検証を行い、本計画を円滑に推進します。

1 PDCAサイクルによる計画の評価・検証

生涯学習に係る事業や取り組みについて、担当課による評価・検証を行います。評価・検証にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（分析・評価）、Action（改善・見直し）のPDCAサイクルを活用し、各事業や取り組みの改善を図ります。



2 計画の進行・管理

生涯学習に係る事業や取り組みの進捗状況を定期的に社会教育委員会へ報告し、社会教育委員会が内容を精査することで、本計画の進行・管理を行います。結果は市民に公表し、行政運営の透明性の向上を図ります。

また、必要に応じ、市民を対象とした、生涯学習施策・事業に関する調査を行い、施策・事業の見直し、新規立案の基礎資料として活用します。

資料編

1 清須市生涯学習推進計画策定経過

開催年月日	会議名・内容
令和2年7月14日	第1回清須市生涯学習推進計画策定検討会 ・清須市生涯学習推進計画（中間見直し骨子案）について ・清須市生涯学習推進計画（中間見直し）策定スケジュールの確認について
令和2年9月29日	第2回清須市生涯学習推進計画策定検討会 ・清須市生涯学習推進計画（中間見直し素案）について ・清須市生涯学習推進計画（中間見直し）策定スケジュールの確認について
令和2年11月24日	第3回清須市生涯学習推進計画策定検討会 ・生涯学習推進計画（中間見直し草案）について ・清須市生涯学習推進計画（中間見直し）策定スケジュールの確認について
令和3年1月5日～ 令和3年2月4日	パブリックコメント募集
令和3年2月	第4回清須市生涯学習推進計画策定検討会 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による開催） ・パブリックコメントの結果について ・生涯学習推進計画（中間見直し案）について

2 清須市生涯学習推進計画策定検討会設置要綱

清須市生涯学習推進計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画を策定し、並びに生涯学習に係る施策を総合的に推進するため、清須市生涯学習推進計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 生涯学習推進のための基本方針及び推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する生涯学習推進計画の策定を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の招集の特例)

第11条 委員が委嘱された日以後最初に開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

3 清須市生涯学習推進計画策定検討会委員名簿

	氏 名	所属団体等
会 長	大 村 恵	愛知教育大学教授
副会長	岡 松 康 仁	社会教育委員委員長
委 員	和 田 典 之	社会教育委員
委 員	富 田 友 一	文化協会会長
委 員	河 野 ともえ	女性の会会長
委 員	後 藤 悦 男	体育協会会長
委 員	河 合 幹 雄	国際交流協会会長
委 員	吉 田 春 美	家庭教育支援チームMOMO代表
委 員	中 田 繁 美	子育てネットワーカーふわふわ代表
委 員	西 尾 博 人	教育部参事

清須市

生涯学習推進計画(中間見直し版)

発行年月／令和3年3月

発行／清須市 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

TEL／052-400-2911 FAX／052-400-2963
